

◆ 確定申告には、ご自身のスマホ・パソコンから国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用する e-Tax（イータックス）が便利です。

確定申告会場に出向かずにご自宅から確定申告ができますので、ぜひ e-Tax をご利用ください。
また、マイナポータル連携を利用すると、確定申告書の該当項目が自動入力されるため、寄附金受領証明書や医療費通知情報などを1件ずつ入力する手間が不要です。さらに、給与所得の源泉徴収票なども自動入力の対象になります。この機会にぜひマイナポータル連携のご利用をお願いします。

確定申告などに関するお問合せ
国税庁ホームページ「確定申告特集」をご利用ください。

e-Tax・作成コーナーの操作などに関するお問合せ
e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570(01)5901
【受付】月曜日～金曜日(祝日等および12月29日～1月3日は除きます。)

◆ 所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設いたします。

期間 2月16日(金)～3月15日(金) 8時30分～16時(相談開始：9時から) ※土日および祝日除く

申告会場 栃木商工会議所大ホール(栃木市片柳町2丁目1番46号)
※上記期間は、栃木税務署庁舎では、申告相談を行っておりません。

確定申告会場の入場には、次の方法により取得した入場整理券が必要です。

- ①国税庁LINE公式アカウントを通じたオンラインでの事前発行(右記参照)
- ②会場で当日配付(配付状況により、16時前であっても相談受付を終了する場合がありますので、オンラインでの入場整理券の事前発行をおすすめします。)

その他の注意事項

- ・確定申告会場では、スマホ申告を基本とした相談体制としております。
- ・マイナンバーカードを利用して申告する場合は、併せてパスワード(①数字4桁 および ②英数字6～16桁)が分かるようにしてお越してください。
- ・必要書類が不足する場合には、確定申告ができません。事前に国税庁ホームページなどで必要書類をご確認ください。
- ・2月15日以前は、栃木税務署庁舎内において、申告相談を行っております。
- ・**本年より、確定申告会場においては、完成した申告書等(控)への収受日付印の押印は行いません**(「申告書提出箱」のみ設置)。申告書等(控)に収受日付印の押印が必要な方は、郵便切手を貼付した返信用封筒を同封のうえ、郵送で提出してください。
【郵送先：〒328-8587、関東信越国税局業務センター栃木分室宛(住所の記載は不要)】
- ・栃木商工会議所への直接のお問合せはご遠慮ください。

国税庁LINE公式アカウント

下記の二次元コードより、LINEの友達登録を行い、入場整理券を事前に取得して会場にお越しください。



■ 申告に必要なもの(領収証や証明書などは令和5年中のもの)

収入がわかるもの	給与所得者	源泉徴収票(原本)・・・勤務先が発行
	年金所得者	源泉徴収票(原本)・・・年金支払者が発行
	営業・農業・不動産所得者	記入済の収支内訳書、支払調書
	一時所得がある場合	収入額と必要経費の記載された証明書(支払保険金額等のお知らせなど)
	シルバー人材センターの所得がある場合	配分金支払証明書
所得から控除する額がわかるもの	社会保険料控除	市役所からの所得申告参考資料(※)、国民年金保険料控除証明書、その他社会保険料の支払金額が分かる書類
	生命保険料控除	生命保険料の控除証明書
	地震保険料控除	地震保険料の控除証明書
	障害者控除	障害者手帳、控除対象者認定書など
	医療費控除	記入済の医療費控除の明細書、医療費通知(原本)
	寄附金控除	寄附金の受領証(原本)など
	住宅借入金等特別控除(2年目以降のかた)	記入済の令和5年分住宅借入金等特別控除額の計算明細書、年末残高等証明書
その他	・税務署や市役所からの申告のお知らせはがき(ある場合のみ) ・マイナンバー確認書類、身元確認書類 ・申告する人名義の預貯金口座番号がわかるもの ・利用者識別番号がわかる書類(ある場合のみ)	

※令和5年中、市に納付した国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の所得申告参考資料(年金からの特別徴収分を除く)は、1月26日(金)に発送します。

■ 市の会場で受付できない申告の種類

以下の申告は栃木税務署(栃木商工会議所)での受付となります。市の会場の予約をされても受付できませんので、必ずご確認ください。

- ・土地・建物・株式等の譲渡所得の申告
 - ・太陽光発電(売電)の申告
 - ・暗号資産(仮想通貨)取引による申告
 - ・先物取引(FX含む)、申告分離課税の配当所得の申告
 - ・住宅借入金等特別控除の1年目の申告
 - ・国外扶養親族の控除適用を受ける申告
 - ・外国税額控除の適用を受ける申告
 - ・災害・盗難・横領等の雑損控除の申告
 - ・青色申告、肉用牛の売却による課税の特例を受ける申告
 - ・過年度分(令和4年分以前)の申告
 - ・準確定申告(死亡した人の申告)
 - ・その他税務署での判断が必要となる申告
- ※申告書の本人控に税務署の受付印が必要な方は、税務署にお問い合わせください。

■ 所得税還付申告相談会(予約制)

2月16日(金)からの申告受付日程とは別に、所得税還付申告相談会を開催いたします。給与収入のみの方、公的年金等収入のみの方、ぜひご利用ください。

日時 2月2日(金)、5日(月) 午前の部：9時～11時30分 午後の部：13時30分～16時

会場 市役所本庁舎(万町)3階正庁

予約方法 音声ガイダンスによる電話予約です。

予約専用番号

☎050-3355-5162

予約受付期間

1月5日(金)9時～18日(木)24時間受付可能(土・日・祝日含む)

対象者 ・退職などで年末調整が済んでいない方

・給与所得者や公的年金等の受給者で医療費控除を受ける方

持ち物 左ページの「申告に必要なもの」を参照し、ご持参ください。

■ 市民税・県民税申告書は郵送で提出できます。

市民税・県民税申告書や手引きは、税務課・各総合支所窓口で1月中旬から配布するほか、市ホームページからもダウンロードができます。(郵送での配布を希望の方はご連絡ください。)

必要事項をご記入のうえ、マイナンバーカードの写し、源泉徴収票や控除証明書などのコピーを同封し、期限までに郵送してください。(同封書類はお返しできません。)

※確定申告書は税務署へ提出してください。

提出先

〒328-8686(住所不要) 栃木市役所 税務課 市民税係 あて

■ 申告のお知らせはがきを郵送します

1月下旬に、前回、市民税・県民税申告書を提出した方および市の会場で税申告された方へ「申告のお知らせはがき」を郵送します。

はがきのイメージ

(圧着式はがきです。届いたらご自身で開いてください。)



■ 要介護認定者の障がい者控除対象者認定書と医療費控除(おむつ代)に係る主治医意見書内容確認書の交付

交付を希望する方は、高齢介護課または各総合支所地域づくり推進課保健福祉係へ申請してください。

申請に必要なもの 印鑑(申告する方と要介護認定者本人のもの)
※認定書、確認書は内容を審査した後日郵送します。主治医意見書内容確認書を初めて申請する場合は、医療機関へ記載を依頼する必要があります。

問合先 高齢介護課 ☎(21)2253